

内閣府政策統括官（政策調整担当）付参事官（子どもの貧困対策担当）
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

全国の全地方自治体（47都道府県、20指定都市、1,721市町村（特別区を含む））に、春の大型連休（令和3年4月29日（祝）～5月9日（日））中に活動した子ども食堂などの子供の居場所等について調査を行ったところ、結果概要は、以下のとおり。

1. 春の大型連休中の子供の居場所の活動状況

○ 春の大型連休中に活動した子供の居場所：1,575か所

→ 地方自治体が把握している子供の居場所の総数：7,000か所。うち約2割強が大型連休中に活動。

（注1）上記には、居場所の開所のほか、大型連休中に実施したフードパントリー・フードバンクや相談支援活動も含む。

（注2）子供の未来応援基金による支援実績のあるNPO等311団体（回答208団体）における大型連休中に活動した子供の居場所：147（7割超が活動）

2. 春の大型連休中における子供の居場所等に関する地方自治体の取組例

<子供の居場所開所に向けたNPO等への公の施設の貸出・働きかけなど>

- ・公民館など地方自治体の管理施設を子供の居場所の運営NPO等へ貸出し（千葉県・神奈川県・長野県・福岡県等の複数の市町村）
- ・大型連休中に子供の居場所を開所するよう、運営NPO等に要請（沖縄県浦添市）
- ・大型連休中に子供の居場所を開所する場合も感染症対策を徹底して実施するよう依頼（福岡県福岡市）
- ・大型連休中の居場所の開所について運営NPO等から相談を受けた際、感染防止対策等の基本的な対策を講じれば問題ない旨助言（東京都町田市、徳島県）
- ・市町村を通じて関係団体への周知及び居場所の確保に係る協力要請を実施（宮崎県）
- ・大型連休中に子供の居場所を閉所する場合でも、要支援の子供には支援を継続するよう要請（沖縄県）
- ・感染防止対策の観点から子供の居場所に関するガイドラインを作成し、ガイドラインに沿った対応を要請（愛知県豊田市）

<子供の居場所に関する周知など>

- ・要支援家庭に、大型連休中に開所する子供の居場所を紹介（兵庫県福崎町）
- ・支援の必要な家庭に情報が届くよう、子ども家庭支援センターなどで子ども食堂の情報を提供（東京都府中市）
- ・子供の居場所・相談先等をまとめた「子ども・若者応援ガイド」を配布（東京都葛飾区）

<自治体による直接支援>

- ・家庭における様々な相談を受け付ける「家族まるごと相談窓口」を開設（鳥取県）
- ・要支援家庭に大型連休中の町役場への電話連絡先を案内し、電話相談可能な体制を整備（香川県宇多津町）
- ・児童館にて開所している子ども食堂が大型連休中に閉所したため、大型連休前に食材配布を実施（沖縄県うるま市）
- ・各子供の居場所の閉所日を確認しながら居場所運営NPO等に案内をかけ、大型連休中に閉所の場合は、困窮世帯へ食材配布を実施（沖縄県沖縄市）